

○農林水産省令第八十三号

養蜂振興法（昭和三十年法律第百八十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

第八十二条 (ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正)
別記様式第一号中「㉞」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。
別記様式第四号中「㉞」を削り、備考を削る。
別記様式第五号中「㉞」を削る。
別記様式第六号中「㉞」を削り、備考を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。